

**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する  
法律案要綱**

- 1 公設秘書の兼職禁止に係る規定を削除すること。  
(第 21 条の 2 関係)
- 2 この法律は、公布の日から施行すること。  
(附則関係)

**地方自治法の一部を改正する法律案要綱**

- 1 地方公共団体の議会の議員について、国会議員の秘書  
(私設秘書を含む。)との兼職を禁止すること。  
(第 92 条第 1 項関係)
  - 2 地方公共団体の長についても、1 と同様の措置を講ず  
ること。  
(第 141 条第 1 項関係)
- ※ これらの規定を準用している副知事・副市町村長等について  
ても、同様の兼職禁止が及ぶこととなる。
- 3 この法律は、公布の日から施行すること。  
(附則関係)